

令和2年 交通事故のあらまし



交通安全協会富士宮地区支部
富士宮地区安全運転管理協会
富士宮警察署

目次

令和2年中の交通のあらまし

第1 全国の交通事故	
・ 発生状況	1
・ 発生件数のワースト順位	1
・ 死者数のワースト順位	1
・ 過去10年間の推移	1
第2 静岡県下の交通事故	
・ 発生状況	2
・ 過去10年間の推移	2
・ 年齢別死者数	2
第3 富士宮警察署管内の交通事故	
・ 発生状況	3
・ 過去10年間の推移	3
・ 月別	3
・ 時間別	3
・ 年齢別	4
・ 天候別	4
・ 道路形状別	4
・ 車両等別	4
・ 事故類型別	4
・ 違反別	5
・ 交番・駐在所別	5
・ 路線別	5
第4 死亡事故	
・ 発生状況	6
・ 事故類型別	6
・ 交通死亡事故発生状況	6
交通事故危険マップ	7・8
第5 各種事故	
1 交差点事故	9
2 二輪車事故(原付・自動二輪車)	10
3 自転車事故	11
4 歩行者事故	12
5 飲酒運転事故	13
6 幼児・園児事故	14
7 小学生事故	15・16
8 中学生事故	17
9 高校生事故	18
10 高齢者事故	19・20
11 若者起因事故	21
第6 安全運転管理者等	22
第7 人口・免許人口・車両台数割り等による交通事故発生状況	23

凡 例

この統計表に用いている用語の意味等は次のとおりです。

1. 「交通事故」とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定されている道路上において、車両、路面電車、列車(軌道車)の交通によって起こされた死亡または負傷を伴った事故(人身事故)をいう。
2. 「死亡」とは、交通事故の発生後24時間以内に死亡したものをいう。
3. 「第1当事者」とは、違反(過失)がより重大か、または違反(過失)が同程度の場合にあっては被害の小さい方の当事者をいう。
4. 「死亡事故」欄は、事故発生後24時間以内に死者が生じた事故件数、死者数及びこの事故の負傷者数である。
5. 「交差点事故」欄は、交差点で発生した事故件数と、この事故から生じた全死傷者数である。
6. 「二輪車事故(原付・自動二輪車)」欄は、道路交通法上の原動機付自転車及び自動二輪車が、第1第2当事者となった人身事故件数と、この事故から生じた全死傷者数である。
7. 「歩行者事故」「自転車事故」欄は、歩行者または自転車が、第1、第2及び第3以下の当事者となった、人身事故の件数と、その(歩行者・自転車)死傷者数である。
8. 「飲酒運転事故」欄は、自転車以上の車両を、酒酔いまたは酒気帯びで運転中の者が第1当事者となった人身事故件数と、この事故から生じた全死傷者数である。
9. 「幼児・園児事故」「小学生事故」「中学生事故」「高校生事故」「高齢者事故」欄は、幼児園児、小学生、中学生、高校生、高齢者(65歳以上)が、第1、第2及び第3以下の当事者(同乗者を含む)となった人身事故件数と、その(幼児・園児、小学生、中学生、高校生高齢者)死傷者数である。
10. 「若者起因」「高齢ドライバー」欄は、各当事者が原動機付自転車以上の車両を運転し第1当事者となった人身事故件数と、この事故から生じた全死傷者数である。
なお、「若者」とは16歳以上30歳未満の者、「高齢者」とは65歳以上の者をいう。